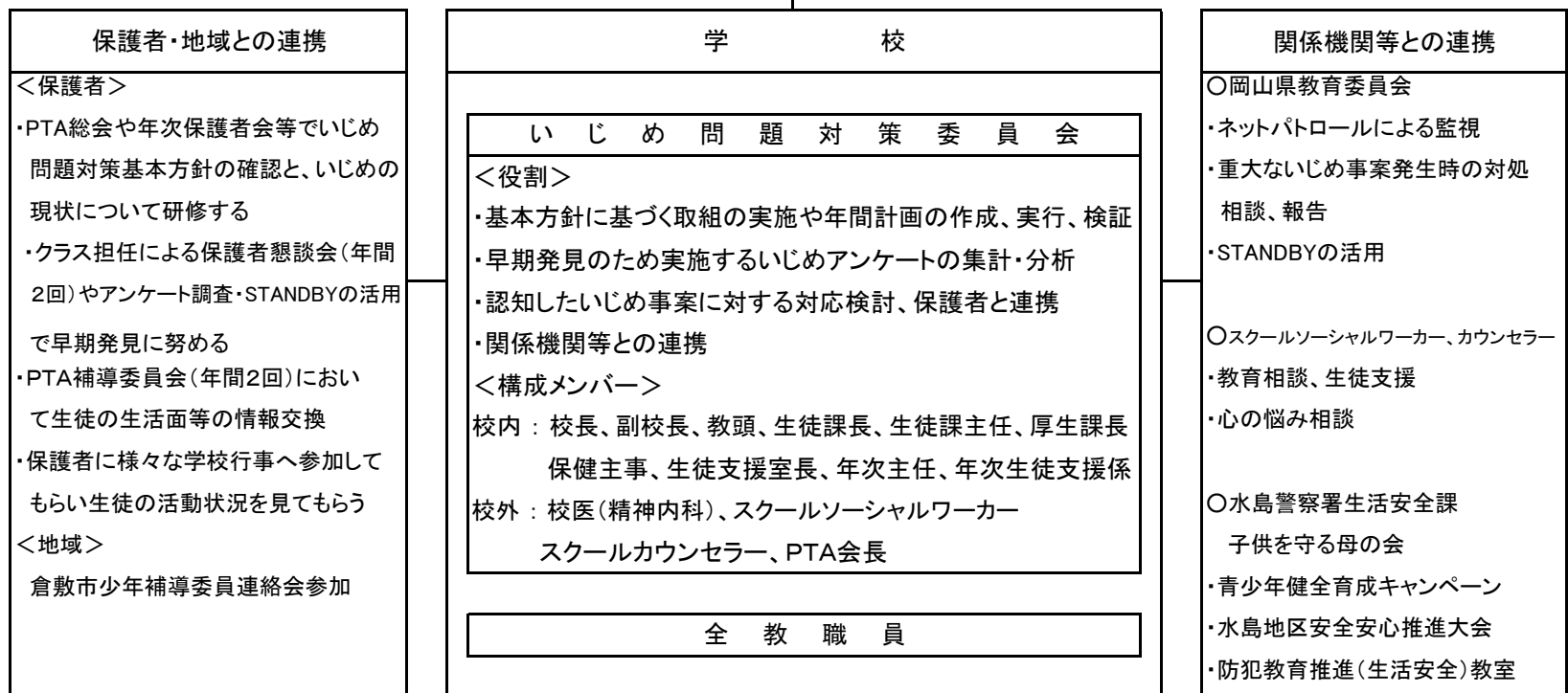


いじめに関する現状と課題

本校では、いじめについてのアンケートとして「学校生活アンケート」を年2回実施している。いじめが認知された場合、即座に係、年次、保健室で対応することとしている。過去数年を見ても重大ないじめ等は見当たらないが、生徒の様子の変異等は常に観察しながら、早期の発見に取り組んでいかなければならない。また、教育相談ツールの一つであるSTANDBYや年間2回行われている保護者面談も情報収集に役立っている。各年次ではクラス担任が毎週、年次会で生徒情報交換を行い、いじめの未然防止や早期発見に努めている。

いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

- ・いじめ問題対策委員会を設置し、いじめ防止の取組みを計画し、いじめの早期発見のためのアンケート調査を実施する。認知されたいじめに対しては、該当年次で情報を共有し、いじめ対策委員会で担任・年次主任・生徒支援室長・生徒課長・生徒課主任・生徒支援係によって対応を検討し、個々に応じた指導を行う。また、状況によって管理職を通じて県教育委員会と連携する。
- ・いじめを許さない公正な心や、人への思いやりの心を日頃の諸活動においても指導し、仲間意識や他人を敬う心を育てることにより、いじめの防止に努める。
- ・年間5回実施するクラス担任による個人面談や年間2回行う保護者面談を、いじめの早期発見や生徒の精神的不安の解消に役立てる。
- ・教科「情報」において、情報モラルや法的な禁止事項等を生徒に認識させ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等によるいじめや誹謗中傷を防止する。
- ・いじめを認知した場合、生徒支援室と連携し外部のスクールカウンセラー等を活用し心のケアに努める。
- ・保護者との連携を密にし、家庭と学校が一体となっていじめ問題に取り組む早期解決を目指す。
- ・STANDBYおよびhyper-QUの活用により、いじめの早期発見・早期解決を目指す。



学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<p><教員研修> 職員会議において、いじめの防止教育と早期発見の重要性を教職員全員で認識する。</p> <p><講演会> 生活安全教室で、県警本部の署員から、ネット犯罪被害、スマホ・携帯電話の危険やいじめ等についての講演会を実施。</p> <p><仲間作り> 4月中旬に1年次校外一日研修を実施し、早期にクラスの仲間作りやクラスでの居場所作りを行う。学校行事の新入生歓迎球技大会(バレーボール)、藤花祭(文化の部、体育の部)にて、クラスやチームで仲間と協力して活動し、コミュニケーション能力を高め、仲間意識を育成する。また、人権教育映画鑑賞で人への思いやりの心を育てる。</p> <p><情報モラル教育> 教科「情報」の中で情報モラルや肖像権の侵害について、また、ネット上のトラブル等についても合わせて指導。</p> <p><全校集会、年次集会> いじめのない学校作り、いじめを許さない学校の姿勢を示し、学校を安全で安心して生活できる空間にする。また、人への気配りや思いやりの心を育て、相手の立場になって考える事の大切さを認識させる。</p> <p><STANDBY>連絡に対応する。</p>
② 早 期 発 見	<p><実態把握> 学校生活アンケートを実施するとともに、STANDBYおよびhyper-QUを活用し、いじめの状況を早期発見する。</p> <p><生徒個人面談> クラス担任による生徒個人面談を年間5回実施し、生徒の生活状況を把握したり、悩みや不安等の相談を受ける。</p> <p><保護者面談会> 年間2回実施し保護者から生徒の家庭状況や学校での出来事など情報を収集する。</p> <p><教育相談> 生徒支援室を窓口として、生徒支援室長や外部のスクールカウンセラーのカウンセリングを受ける機会をもうける。早期発見や早期解決、生徒の心のケアに繋げる。</p> <p><年次会議> 毎週行う年次会議で常に教員間での生徒情報交換を行い情報を共有する。クラス担任だけでなく教科担任や部活動顧問からの情報も収集し、生徒の現状を把握する。</p> <p><家庭連絡> 欠席や遅刻・早退など生徒の生活の変異等を細かく把握し、家庭連絡し保護者と協力して対応する。</p>
③ い じ め へ の 対 処	<p><いじめ有無の確認> 本校生徒がいじめを受けていると通報があったり生徒の申し出があった場合は、速やかにいじめの事実の有無を確認する。状況によりクラスや年次で情報収集を行う。また、いじめアンケート等できじめが認知された場合も同様に事実の有無を確認する。無記名の場合は年次集会や全校集会で声をかけをし、全体注意を行う。</p> <p><情報の共有> いじめに関する情報を教員間で共有し、いじめを受けた生徒やいじめをした生徒、クラス等へ配慮し再発防止に努める。</p> <p><いじめへの組織的対応> いじめの疑いがある場合、いじめ問題対策委員会を開き、情報を共有し組織的に対応を検討する。また、いじめが認知された場合は、いじめた生徒の指導やいじめを受けた生徒の支援等の方針を決定する。保護者と連携し学校と家庭が協力していじめ問題に対処する。</p> <p><関係機関との連携> 重大ないじめ事案については県教育委員会や警察など関係機関に協力を要請する。</p> <p><いじめを受けた生徒の支援> 年次団、生徒支援室、スクールカウンセラーを中心に心のケアに努め、生徒が安心して登校できる環境を作る。いじめが無くなってから3ヶ月以上何も無い状態が続かないと、いじめの解消とはいえないので、被害を受けた生徒の経過観察等をしっかりとしていく必要がある。担任だけでなく、年次全体で継続的に観察や支援等を行っていく。</p> <p><いじめた生徒への指導> いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に重大な被害を与えることを認識させる。場合によっては特別指導の対象とし、再発防止を徹底する。また、保護者の協力と理解を得て、生徒間の人間関係の修復に努め、精神面のケアも行う。</p>